

登録飼養衛生管理者 フォローアップ研修

【目的】

- ・登録飼養衛生管理者の要件、接種技術について再確認
- ・豚熱発生予防のための最新情報

この研修の目的

- 登録飼養衛生管理者は
年に1回以上のフォローアップ研修を
受講する必要がある

豚熱ワクチン接種についての制度・知識の再確認

忘れていることはありませんか？



この動画を必ず最後まで視聴して
「研修内容確認書」を提出してください

登録飼養衛生管理者による 豚熱ワクチン接種のための 基礎知識

豚熱ワクチンを接種可能な者

○ 予防的ワクチン接種に対する基本的考え方

都道府県知事は、家畜伝染病予防法第6条の接種命令に基づく**家畜防疫員**による接種のほか、次の者による接種を行わせることが可能

【登録飼養衛生管理者】

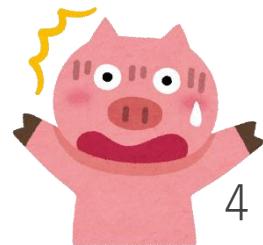
「飼養衛生管理基準の遵守」「ワクチン管理体制等に係る要件」を満たすとして認定された農場（**認定農場**）において、家畜防疫員・知事認定獣医師の指示監督の下で**適時・適切**に接種できるとして県が登録した**飼養衛生管理者**



要件を満たさなくなると…



農場の認定や登録飼養衛生管理者の登録が**取り消され**
家畜防疫員・知事認定獣医師による接種だけとなる



飼養衛生管理基準の設定

- 農林水産大臣が、牛、豚、鶏などの家畜について、その飼養に係る衛生管理の方法に関し、**家畜の所有者が遵守すべき基準(飼養衛生管理基準)**を定めるとともに、家畜の所有者に当該基準の遵守を義務付け。
- また、家畜の所有者は、毎年、飼養衛生管理の状況を都道府県知事に報告し、都道府県が立入検査等により遵守状況を確認することで、家畜の伝染性疾病の発生を予防。

農場における衛生管理の徹底(農林水産省で規定)

○ 飼養衛生管理基準 (抜粋)

- 1 家畜防疫に関する最新情報の把握
- 2 衛生管理区域の設定
 - ・徹底した衛生管理が必要な区域を他の区域と区分
- 3 衛生管理区域への病原体の持込み防止
 - ・必要のない者の立入りの制限
 - ・消毒設備の設置と入場車両・入場者に対する消毒の実施
 - ・(豚) 未加熱の食品循環資源の持込み禁止
- 4 野生動物等からの病原体の侵入防止
 - ・給餌・給水設備への野生動物の排せつ物等の混入防止
 - ・防護柵、防鳥ネット等の整備(豚、鶏)
- 5 衛生管理区域の衛生状態の確保
 - ・畜舎・器具の定期的な清掃又は消毒及び密飼いの防止
- 6 家畜の健康観察と異状がある場合の対処
 - ・毎日の健康観察と異状時の早期通報・出荷停止
 - ・家畜・家きんの死体・排せつ物の移動時の漏出防止
- 7 埋却地の確保等
 - ・埋却地の確保又は焼却・化製のための準備措置
- 8 感染ルート等の早期特定のための記録作成・保管
 - ・入場者に関する記録の作成・保管
- 9 飼養衛生管理の適正化及び継続実施のための措置
 - ・衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への徹底
 - ・担当獣医師による衛生管理指導

と畜場・食鳥処理場



食肉・食鳥処理・加工場



卸売・小売業者



消費者



食品供給行程の各段階における適切な措置により食品の安全性を確保
(と畜場法・食品衛生法)

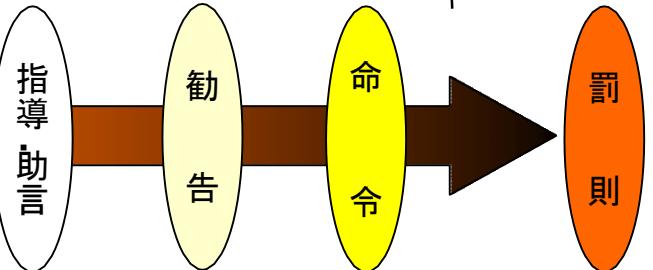
- 病畜の廃棄(全部又は一部)
- 枝肉・部分肉・加工品の微生物汚染・増殖防止
- 枝肉の微生物汚染・増殖防止

飼養衛生管理基準の遵守徹底を図る仕組み

都道府県による取組

農場へ立入検査

基準を遵守しない場合は



命令に従わない場合は公表

※不遵守の場合、家畜伝染病発生時には、手当金等は減額

登録飼養衛生管理者として 豚熱ワクチンを接種するためには

1. 農場の認定



2. 登録飼養衛生管理者として登録



3. ワクチン使用許可



要件を全て満たすことでワクチン接種可能となります

登録飼養衛生管理者として 豚熱ワクチンを接種するためには

1. 農場の認定

→飼養衛生管理基準の遵守が必須です



引き続き衛生管理を確実に行ってください

2. 登録飼養衛生管理者として登録 →1年に1回以上のフォローアップ研修が必要です



この動画でしっかり受講してください

3. ワクチン使用許可

→使用許可申請が必要です



現在の許可書は令和8年3月31日までが期限のため
4月以降の使用許可申請が改めて必要
(動画視聴後に、申請書を提出してください)

ワクチン接種可能！

令和8年4月以降も継続するためには、
研修を受講し、使用許可を受けることが必要です

1. 農場の認定

農場認定の要件

① 飼養衛生管理基準の遵守

飼養衛生管理基準を遵守している農場であり、かつ家畜保健衛生所との連携及び家畜防疫員・知事認定獣医師との連携が緊密に取れ、その指示及び指導に従うこと

→ 飼養衛生管理基準を引き続き遵守してください

② ワクチン管理体制

ワクチンの適時適切な接種・厳格な管理に係る作業手順書を作成し、防疫指針・留意事項で定める認定農場と登録飼養衛生管理者が満たすべき要件等を遵守する体制となっていること

→ 作業手順書に従って接種をしてください

2. 登録飼養衛生管理者として登録

登録飼養衛生管理者の要件 (適時・適切な接種)

【適時性】

家畜防疫員・知事認定獣医師と同等以上に適時にワクチン接種を行うことができると認められること

【適切性】

ワクチン接種に必要な知識及び技術を習得していると認められること

家畜保健衛生所との連携及び家畜防疫員・知事認定獣医師との連携が緊密に取れ、その指示及び指導に従うことができること

登録後は年に1回以上の研修を受ける必要

II

フォローアップ研修



重要！

2. 登録飼養衛生管理者として登録 (登録に関する注意点)

県内異動により従事する農場が変わったのですが、県に報告する必要がありますか？



転居により住所が変更となったのですが、県に報告する必要がありますか？



「住所・氏名が変更になった」「従事する農場が変更になった」「新たに他の都府県で登録飼養衛生管理者として登録された」など、名簿記載事項に変更が生じた場合には、必ず県に届け出してください



※ [登録名簿の情報]

- ① 修了番号・修了年月日
- ② 住所・氏名・生年月日
- ③ 群馬県内で従事する農場名・住所
- ④ 群馬県以外で登録飼養衛生管理者として従事する農場名・住所
- ⑤ 研修の最終受講日

2. 登録飼養衛生管理者として登録

◎ 登録飼養衛生管理者が次のいずれかに該当し

県の指導による改善が見られない場合には

登録名簿から除外されます



- 本研修を、原則として毎年1回以上受講すべきところ、受講していないとき
- 家伝法第50条に基づくワクチンの使用許可の要件を満たさなくなったとき
- ワクチン接種実績、使用数量などの記録・報告がなされない
ワクチンの適切な管理が実施されないなど
ワクチンを適時適切に接種かつ厳格に管理する上で、適切でない事由が発生したとき
- 罰金以上の刑に処せられたとき等、登録名簿から除外すべきであるとき

◎ 名簿から除外された者は速やかに修了証を返納

→ 登録名簿から除外された時点で修了証は失効

3. ワクチン使用許可（家伝法第50条）

●家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）

（動物用生物学的製剤の使用の制限）

第五十条 農林水産大臣の指定する動物用生物学的製剤は、都道府県知事の許可を受けなければ使用してはならない。

●家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）

（動物用生物学的製剤の指定）

第五十七条 法第五十条の農林水産大臣の指定する動物用生物学的製剤は、次のとおりとする。

- 一 略
- 二 牛疫予防液、牛肺疫予防液、口蹄疫予防液、豚熱予防液、高病原性鳥インフルエンザ予防液、ツベルクリン、マレイン及びヨーニン

3. ワクチン使用許可 (豚熱ワクチンの適切な接種)

◎ 適切な容量・用法で接種する

(ワクチン使用説明書や防疫指針に従った方法)

重要!

- 1回の接種に1mlを接種
- 肥育豚には1回
- 繁殖豚、雄豚等は初回接種から6か月後に補強接種
その後は1年ごとに接種し、原則4回までの接種

◎ 適切なタイミングに接種する

母豚の免疫状況を把握して接種のタイミング（日齢）を検討する

◎ 適切に報告をする

接種頭数、ワクチン使用本数を正確に県に報告をする



3. ワクチン使用許可

県は登録飼養衛生管理者に対し、**以下の要件を満たす場合**
家伝法第50条に基づくワクチン使用を許可することができる

- (1) 認定農場において接種を行う者（家畜防疫員等を除く）が、**登録飼養衛生管理者に限られている**
- (2) 登録飼養衛生管理者が次の事項を遵守している
 - ① **家畜防疫員・知事認定獣医師の指示に従い**、接種を実施
 - ② 作業手順書に従う
 - ③ 申請した**接種対象農場以外への接種を行わない**
 - ④ **ワクチンの譲渡・引渡しを行わない**
 - ⑤ 豚熱ワクチン接種票で指示されたワクチン接種の実施期間を遵守
 - ⑥ ワクチン接種後に接種豚にマーキングし、非接種地域に移動する場合には標識を付す
- (3) **ワクチン等の管理を適切に実施する**
- (4) **ワクチン接種の実施状況を県に毎月報告する**

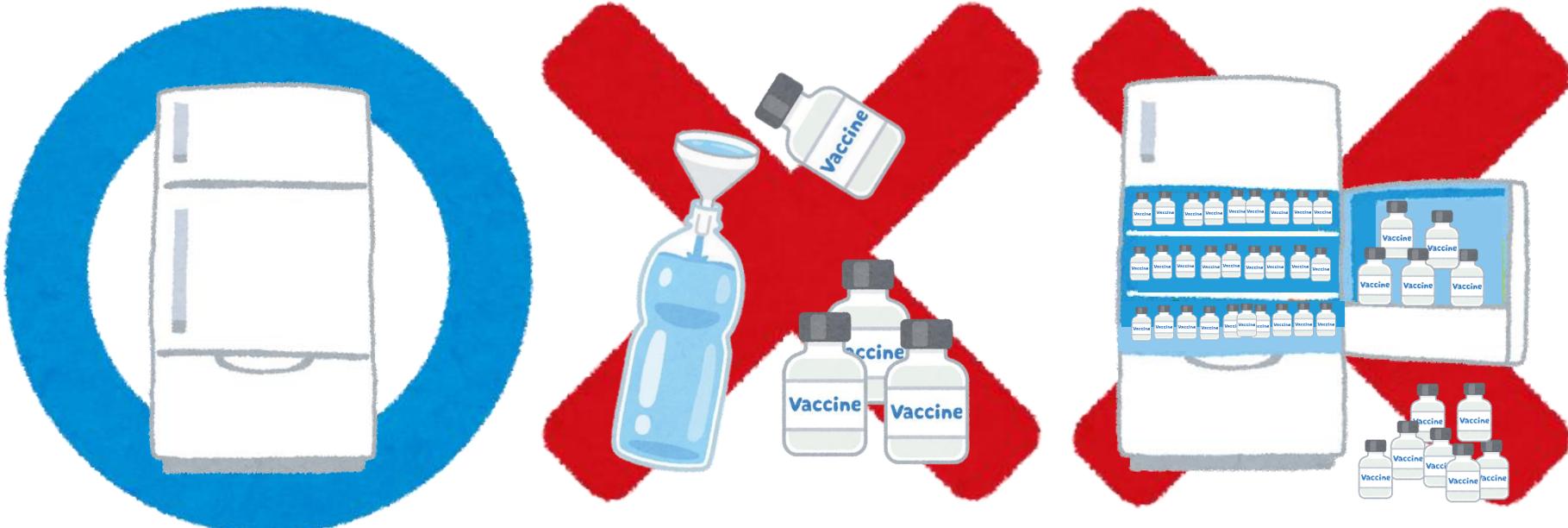
3. ワクチン使用許可

ワクチンの保管に係る遵守事項

(留意事項25)

- (1) 添付文書に従い適切に冷蔵保管する
- (2) 他の容器に移し替えて保管しない
- (3) 必要なワクチン数量以上を保管しない

特に夏期は、落雷による停電に注意！



3. ワクチン使用許可

ワクチン使用数量の報告等

(留意事項25)

- 登録飼養衛生管理者にあっては、作業手順書に基づいて、ワクチン使用数量の把握や記録を確実に行い、**定期的に県にその数量を報告**
- 接種時に使用した資材は適切に管理できる場所に持ち込み、消毒、焼却などにより適切に処理を行う。**使用したワクチンの容器は、消毒を実施した上で県に返却**



使用したワクチンの容器（空のもの、溶解後に余ったもの）は、獣医師を通じて県に返却する必要があるので、接種後は**廃棄せずに保管**しましょう。
返却数については、**接種実績と整合性が取れている必要**があります



接種頭数やワクチン数量の把握方法は、作業手順書に具体的な手順を記載し、確実に実施できるようにしましょう

3. ワクチン使用許可

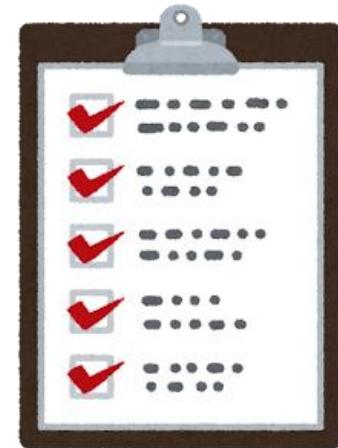
要件に違反した場合の対応 (留意事項19)

- ・認定農場や登録飼養衛生管理者が要件を遵守していない場合、
ワクチン使用許可、登録飼養衛生管理者の登録、認定農場の認定が取り消される
- ・家伝法第50条や関係法令に違反したときは、**罰則の対象**となる可能性がある
- ・認定を受けた農場が当該指導に従わない場合には、「使用許可」「登録」「認定」が取り消され、**1年間は再度の登録等はできない**

豚熱ワクチンの厳格な管理に係る要件まとめ

ワクチンの保管

- ✓ 添付文書に従い適切に冷蔵保管
- ✓ 他の容器に移し替えない
- ✓ 必要数量のみ保管
- ✓ ワクチンの譲渡・引渡しをしない



ワクチンの使用

- ✓ 登録飼養衛生管理者に限る
- ✓ 家畜防疫員・知事認定獣医師の指示に従う
- ✓ 使用許可外の農場で接種をしない
- ✓ 接種票に記載の実施期間を遵守

接種実績・使用数量の報告

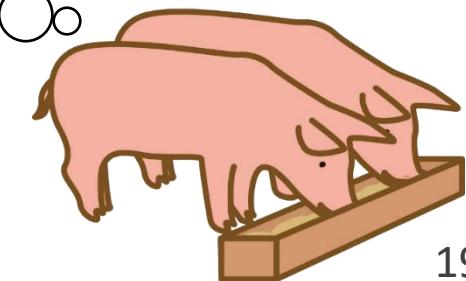
- ✓ 家畜防疫員・知事認定獣医師を通じて、家保に報告
- ✓ ワクチン使用数量の把握、記録と家保への定期報告
- ✓ 使用済み資材の適切な処理
- ✓ 使用済みワクチン容器を家保に返却

その他作業手順書に従う

豚熱ワクチン接種の方法

ワクチン接種時の具体的な手技及び注意点

適切に免疫を付与するためには、豚が健康であること、そして丁寧かつ適切なワクチン接種技術が不可欠！



接種対象豚等の確認（接種前）

● 接種日齢、接種頭数を確認しましょう



- 豚熱ワクチン接種票の指示内容を確認し、接種対象豚群の接種日齢、接種頭数が適切であるか確認しましょう。

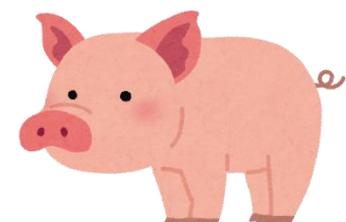
● 豚の健康状態を確認しましょう



- 他の病気に罹患していると適切に免疫が付与されないおそれがあります。
(衰弱、下痢、発熱、ひどい咳、苦しそうな呼吸などの症状がないかチェック)



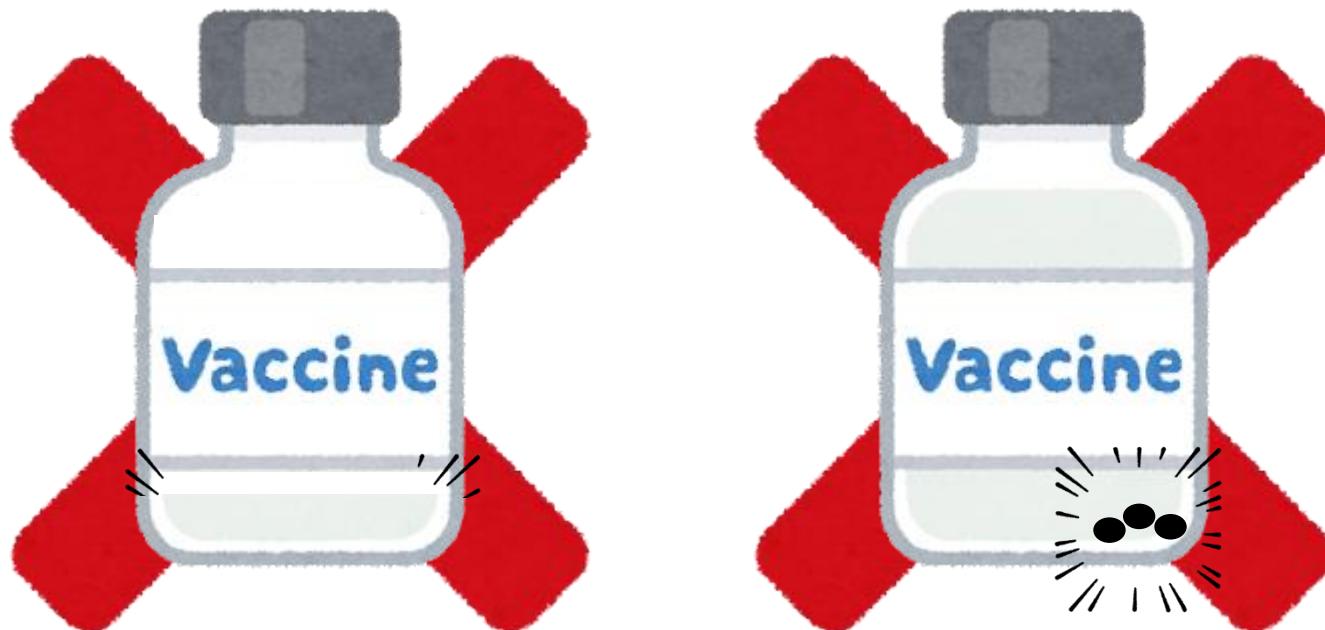
- 異常がある場合は、家保及び知事認定獣医師に速やかに連絡しましょう



豚熱ワクチンの準備①

● 外観又は内容に異常があるワクチンは使用しない

 使用期限が過ぎたもの、**使い残りのワクチンは使用しないこと**（雑菌の混入や効力低下の可能性）。



豚熱ワクチンの準備②

●ワクチンはよく混ぜましょう



乾燥ワクチンを溶解用液で溶解する必要がありますが、成分を均一にすることが重要です。泡立てないよう注意しましょう。



溶解用液は混合前に室温に戻してから使用しましょう。
(ただし、温めすぎるとワクチン本来の効果が得られないこともあるので注意)



乾燥ワクチンと溶解用液のキャップを外し、無菌的に取り扱うこと。

豚熱ワクチンの準備③

●ワクチンはよく混ぜましょう



乾燥ワクチンの溶解は使用直前に、煮沸消毒・乾燥済みのクイックカーナーの針を溶解溶液に刺し、反対の針を乾燥ワクチンに刺し行い、**溶解後速やかに使用**すること。



接種予定頭数に応じた必要本数を溶解するようにし、不足分は都度、溶解しましょう。

(溶解後余ったワクチンは返却になるので注意。)



他のワクチンを加えて使用しないこと。



接種事故の未然防止と発生時の対処

● 豚熱ワクチン接種票等の指示に従いましょう

- 豚熱ワクチンの効果を最大限引き出すために、まずは接種票等の家畜防疫員等による指示に確実に従いましょう。

● 接種時の注意点を遵守しましょう

- 適切な部位への的確な接種や感染症を拡げないためには、本研修で学んだ接種時の注意事項を確実に遵守することが必要です。

● 豚等を適切に保定しましょう

- 必要に応じて抱きかかえや鼻保定器により保定、パネル板等を用いた間仕切りを行う等、安全かつ的確に実施できるようにしましょう。

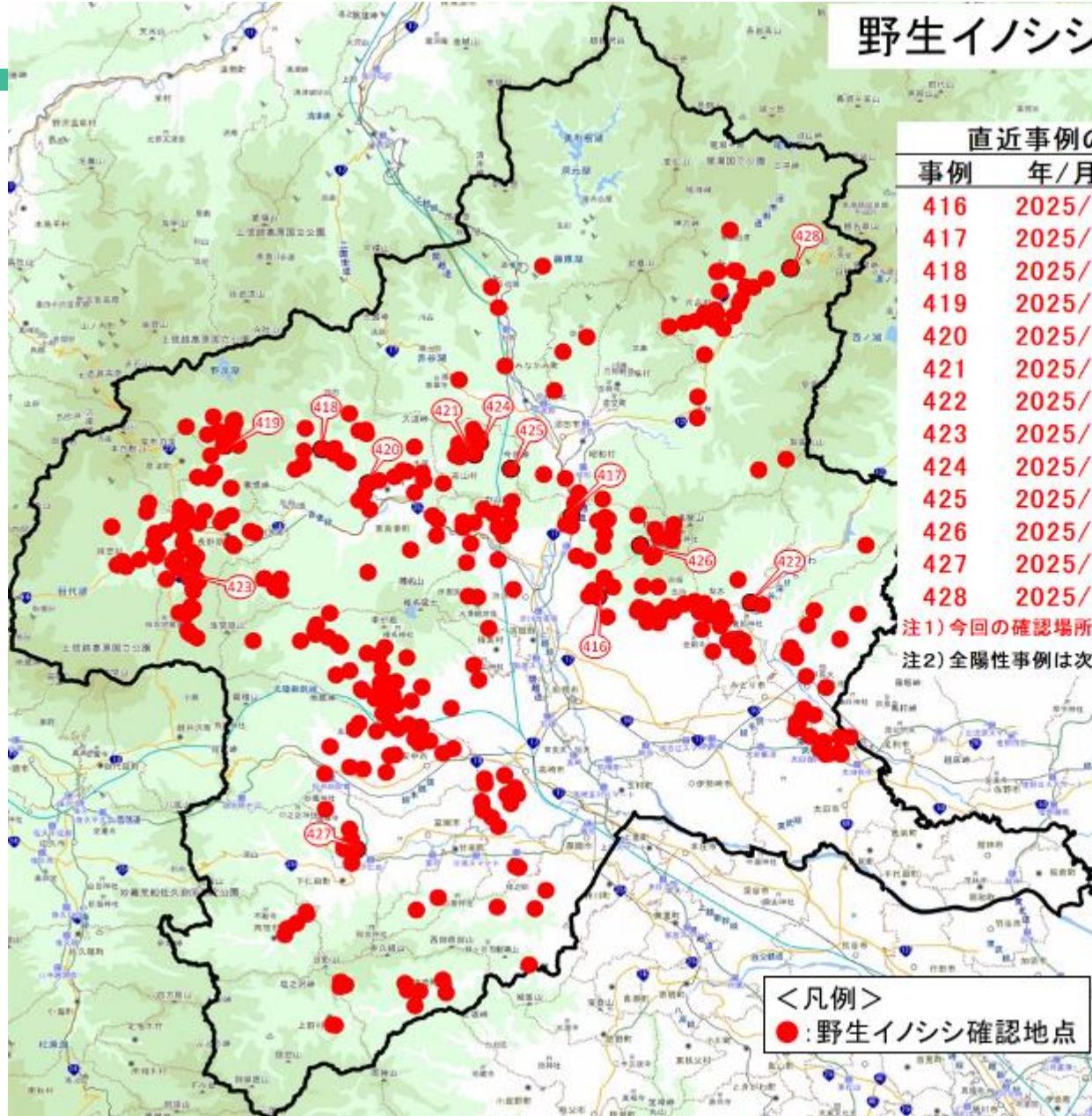


接種事故が起こったら…



- 管轄の家保に直ちに連絡をしましょう。**
- 誤って人に刺した等、人身事故の場合には、患部の消毒等適切な処置をとるとともに、**医師の診察を受けること。**

群馬県の野生イノシシ検査状況

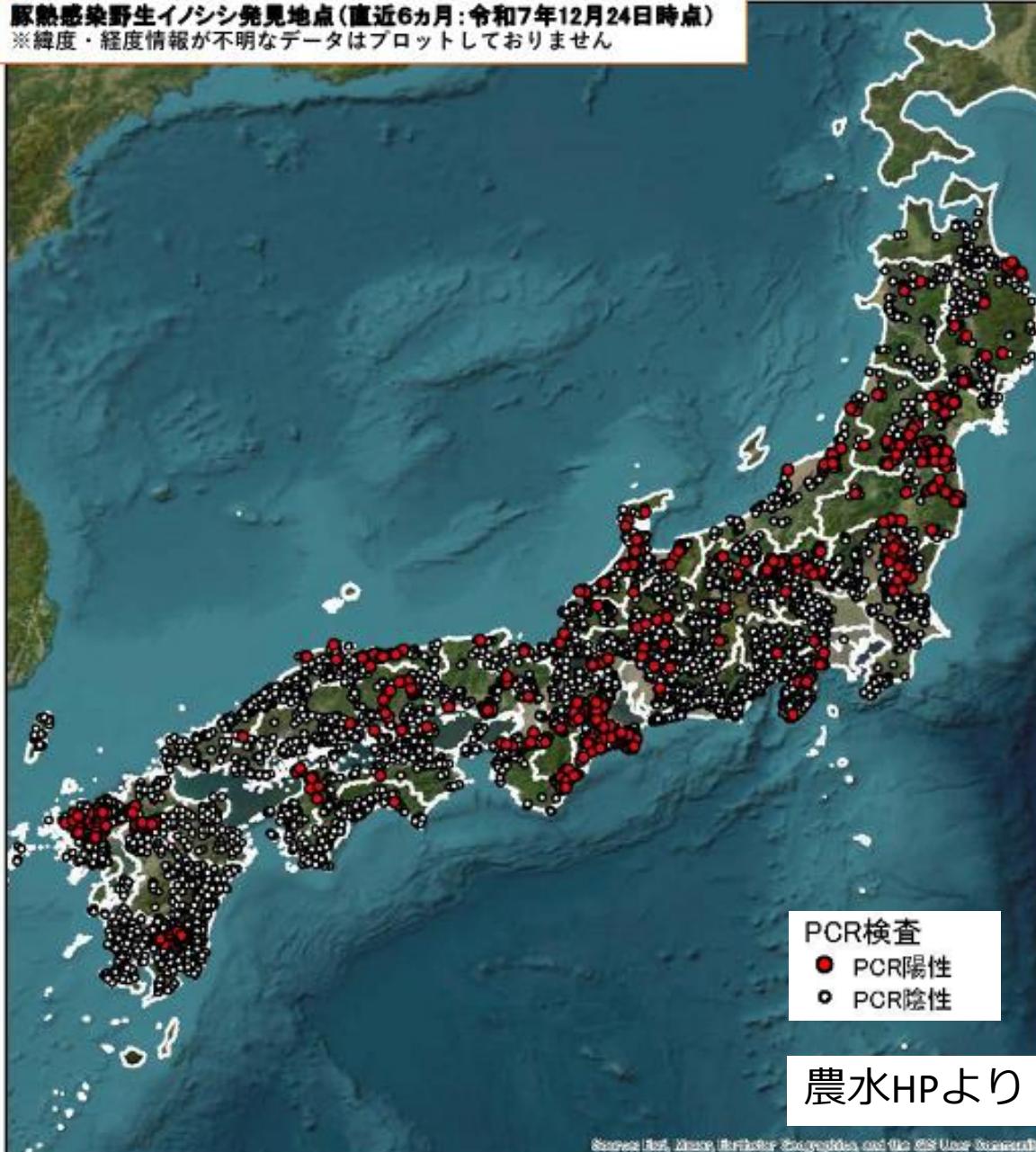


野生イノシシ豚熱陽性確認地点
R7.12.25現在

全国の野生イノシシ検査状況

豚熱感染野生イノシシ発見地点(直近6ヶ月:令和7年12月24日時点)

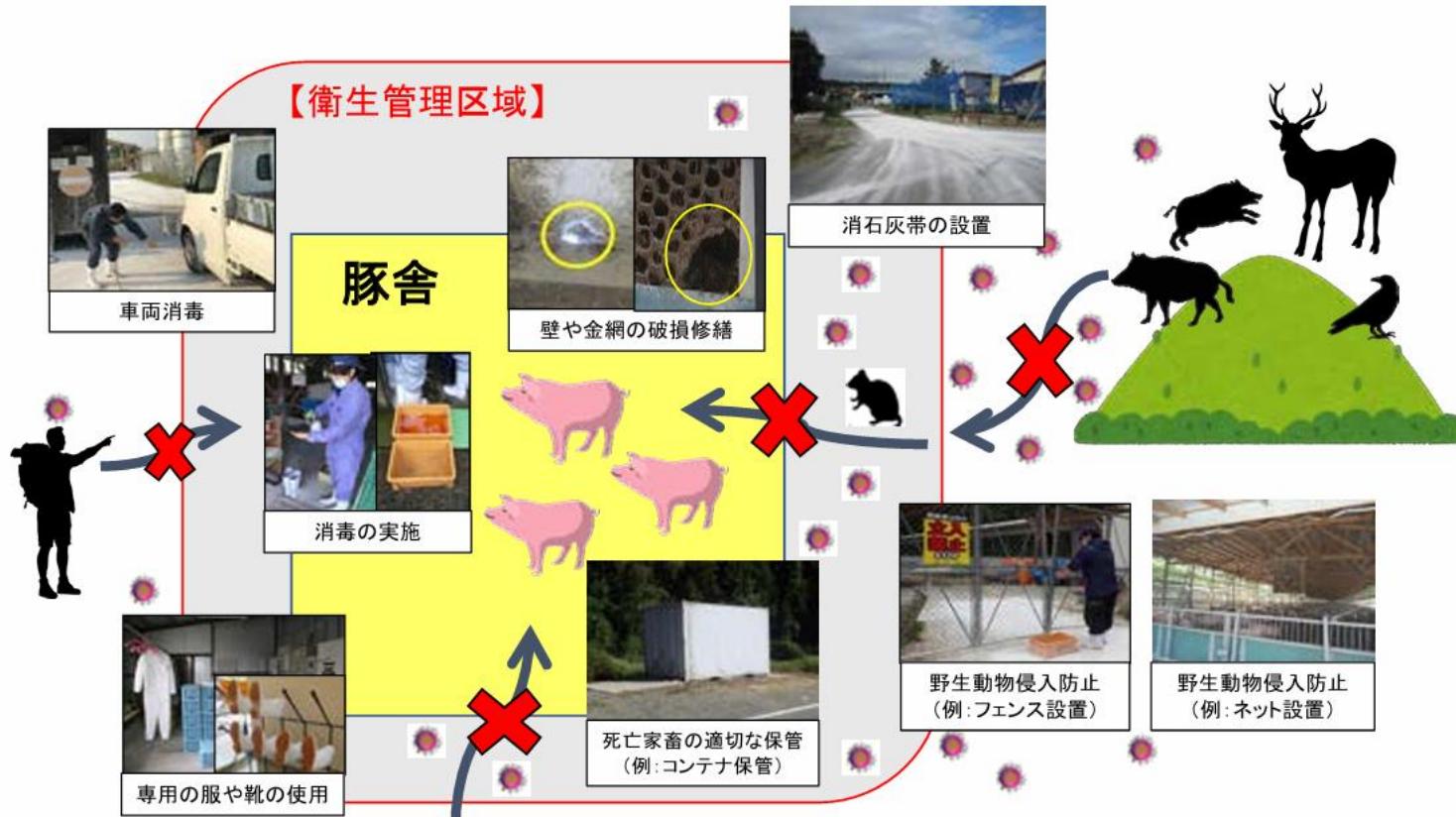
※緯度・経度情報が不明なデータはプロットしておりません



ワクチンを接種していても 飼養衛生管理基準の遵守が重要です！

農場における発生予防対策のポイント

- 豚熱の発生予防対策として、①人・物・車両によるウイルスの持ち込み防止、②野生動物対策が重要



①人・物・車両によるウイルスの持込み防止

- ・衛生管理区域、豚舎への出入りの際の洗浄・消毒の徹底
- ・衛生管理区域専用の衣服、靴の設置と使用の徹底
- ・人・物の出入りの記録
- ・飼料に肉を含み、又は含む可能性があるときは、攪拌しながら摂氏90度以上・60分間以上の加熱処理を徹底

②野生動物対策

- ・防護柵の設置等による野生動物侵入防止対策
- ・飼料保管場所等へのねずみ等の野生動物の排せつ物の混入防止
- ・豚舎周囲の清掃、整理・整頓
- ・死亡家畜の処理までの間、野生動物に荒らされないよう適切に保管

フォローアップ研修は以上で終了です

研修内容確認書と豚熱ワクチン使用許可申請書を記入し、家畜防疫対策室あて郵送またはEメールで提出してください。研修内容確認書の提出を持ちまして本研修会を受講したものとします。

提出期限：**令和8年2月20日（金）**

提出先：〒371-8570前橋市大手町1-1-1
群馬県農政部農政課家畜防疫対策室 防疫第一係
Mail : g-katikueisei@pref.gunma.lg.jp

なお、本日の研修会資料、研修内容確認書、豚熱ワクチン使用許可申請書は県HPからダウンロードできますので、ご利用ください。

※不明点については当課または管轄の家畜保健衛生所にお問い合わせください